

## 申請添付書類一覧（令和6年度申請）

- ・該当する項目により、下記の書類が必要です。  
（該当する項目がふたつ以上ある場合は、いずれかひとつの項目の書類をつけて提出してください。）

該当する項目	事情を明らかにする書類
1.生活保護が停止又は廃止になった	不 要
2.市町村民税が非課税になった	不 要 【令和5年1月2日以降の転入者は前住所地の課税証明書（写し可）】
3.市町村民税が減免になった	『市民税・県民税税額変更通知書』（写） ※税額変更(理由:減免)にかかるもの
4.個人事業税が減免になった	『減免通知書』（写）
5.固定資産税が減免になった	『減免（減額免除）決定通知書』（写）
6.国民年金保険料が 1/2以上の減免になった	『国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書』（写）
7.国民健康保険料が減免になった	『国民健康保険料減免決定通知書』（写）
国民健康保険料の徴収が猶予になった	『徴収猶予決定通知書』（写）
8.児童扶養手当を受給している	『児童扶養手当証書』（写） 有効期限、受給者氏名、手当月額の記載されている面をコピーしてください。
9.生活福祉資金の貸付を受けている	『生活福祉資金貸付決定通知書』（写）
10.1～9 に該当しないが収入が少なく 経済的に困難	不 要 【令和5年1月2日以降の転入者は前住所地の課税証明書（写し可）】
生計を維持する者の傷病、休職、退職 等により収入が著しく減った	事情がわかるもの （『失業保険給付者証』（写）、『離職票』（写）など）
連帯保証による債務・賠償金等、多額の 医療費支出などの事情で経済的に困難	事情がわかるもの （借入金の返済の状況が分かるもの、医療費の分かるものの写しなど）

- ◆住宅取得や車購入等財産を形成する債務返済（ローン返済）については考慮できません。
- ◆ 単身赴任等により住民登録が別住所になっている場合や同一住所で世帯分離している場合でも、同じ家に住んでいる場合には、生計同一とみなします。  
同じ敷地内の別棟に居住する場合でも、基本的には同居とみなしますので、生計が別である場合には、それを証明する書類として、それぞれの電気・ガス・水道料金の領収書（写）、建物の賃貸契約書（写）などの書類の提出が必要になります。